

第4節 貸付金の返済

(貸付金の返済方法)

第29条 貸付金の返済は、第27条の貸付期間にあわせた元利均等返済方法とし、毎月払い返済又は賞与併用払い返済とする。

ただし、賞与時返済元金は、貸付金額の50%以内の万円単位とする。

- 2 貸付金の返済は、貸付日の属する月の翌月の給与から開始し、毎月の給与及び賞与から控除して返済する。
- 3 利息計算上生じた過不足金は、第1回または最終回の返済金で調整する。
- 4 第23条8号の返済方法については、各提携金融機関の規定による。

(即時返済)

第30条 借入人が次の各号の1に該当したときは、本会が指定する日までに貸付金の残額及び利息を一括してただちに返済しなければならない。

- (1) 退職または解雇されたとき
- (2) 死亡したとき

2 第23条8号については、各提携金融機関の規定による。

(一括返済)

第31条 借入金が自己の都合により貸付金を一括繰上げ返済したいときは、事前に理事長に申し出て、その指示に従い返済することができる。

2 第23条8号については、各提携金融機関の規定による。

(返済金の納付方法)

第32条 法人会員は、第29条、第30条及び第31条により徴収した返済金を、本会が指定する銀行預金口座に、給与支給日及び賞与支給日又は返済指定日に振り込み送金しなければならない。

2 法人会員は、前項の金額について貸付金返済内訳明細書(様式第9号)を作成して当月末までに理事長に報告しなければならない。